

【現行の措置】

府民の感染リスクを減らすため、イベントや府有施設について、以下の措置を実施中（令和2年5月31日まで）

- ① 府主催（共催）の府民が参加するイベントや集会について、原則、開催中止又は延期
- ② 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設の原則休館
- ③ 府有施設のうち、貸館・貸会議室、体育館・競技場、公園にある体育館・テニスコート等の貸施設の原則休館

※ 措置の内容については、5月15日に、府の緊急事態措置の内容を踏まえ、段階的解除を判断

【今後の対応】

大阪府緊急事態措置（5月16日から5月31日）を踏まえ、以下の通り対応。

（1）府主催（共催）のイベント

上記①の措置を継続。

（2）府有施設

5月16日以降、府が使用制限等を要請しない施設区分の府有施設は、準備が整い次第、順次開館。

例）合宿所、博物館、美術館、図書館、貸会議室、公園の屋外スポーツ施設 等
（文化会館、多目的ホール、体育館、屋内水泳場、公園の屋内スポーツ施設 等については引き続き原則休館）

開館の留意事項

- ① 府（業界団体）の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施すること。
- ② 不特定多数の者が利用する施設では「大阪コロナ追跡システム」（5月下旬構築予定）を導入すること。

- ※ 5月15日までの予約分をキャンセルした場合の利用料金については、引き続き徴収しない。
- ※ 引き続き休館する施設について、休館中に府有施設の利用をキャンセルした場合の利用料金については、引き続き徴収しない。
- ※ 開館する府有施設において、5月16日以降の予約分のキャンセルについては、利用料金を徴収する。